

令和6年度あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あきる野商工会（以下「商工会」という。）管内の住民が居住する住宅の修繕、改築等による住宅長寿命化及び住環境機能の維持・向上並びに商工会会員事業者の振興を図るため、あきる野市または檜原村の住民が商工会会員である施工業者によって行う改修工事等に要する経費の一部を助成するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成対象物件をあきる野市内または檜原村内に所有し、かつ居住している方
- (2) 申請時に、市区町村民税及び固定資産税の滞納がない方
- (3) 助成対象工事について、あきる野市または檜原村が実施する助成金制度等を受けていない方
- (4) 当年度に本制度による助成を受けていない方

(助成対象物件)

第3条 助成金の交付対象となる物件は、あきる野市内または檜原村内にある個人住宅または店舗等併用住宅や集合住宅における個人住宅部分とする。

(助成対象工事)

第4条 工事金額が10万円以上（税抜き）を要するもので、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 次のいずれかに該当する工事
 - ①住宅本体の修繕・改築工事や外壁修繕・塗り替え工事等
 - ②省エネ設備機器導入工事等
 - ③住環境機能の維持・向上を図るための工事等
 - ④その他、商工会が認める改修工事等

※但し、助成対象物件に直接属さない外構工事等は除く
(カーポート、物置・倉庫、ブロック塀・フェンス、ウッドデッキ、駐車場の整備等)
- (2) あきる野市内または檜原村内に事務所もしくは事業所を有するあきる野商工会会員が施工業者として請け負う工事

※ただし、あきる野市または檜原村に本店登記がない大型店舗を除く
- (3) 助成金交付対象決定通知書が届いた後に工事に着工し、令和7年2月28日までに完了届を提出できる工事
- (4) アスベスト含有建材の事前調査が必要な改修工事等については、調査済である工事

(助成金額等)

第5条 助成金の額は、改修工事等の見積額又は改修工事等完了後の支払額のいずれか少ない額（税抜き）の100分の5に相当する額で、10万円を上限額とする。この場合において、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、商工会が定める期間内に、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、商工会に申請しなければならない。

- (1) 施工業者が発行した工事見積書の写し
- (2) 工事箇所の施工前の写真
- (3) 7月1日以降に取得した令和5年度の市民税または村民税の納税証明書（非課税証明書）
※転入等の理由により提出できない場合は、以下を提出すること。
 - (ア) 転入前の市区町村における市民税の納税証明書（非課税証明書）
 - (イ) 住民票
- (4) 対象物件における令和5年度の固定資産税の納税証明書
※転入等の理由により提出できない場合は、建物の売買契約書の写し
- (5) その他、必要に応じて商工会が求める書類

(交付対象者の決定)

第7条 商工会は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付対象決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(取り下げ)

第8条 申請者は、本助成金の交付申請後に申請の取り下げを希望する場合は、速やかに交付申請取下げ届（様式第6号）を商工会に提出しなければならない。ただし、やむを得ず提出が困難な場合は、商工会の指示に従うものとする。

(改修工事等完了届)

第9条 第7条の規定により決定した交付対象者は改修工事等完了後、あきる野商工会住宅改修工事等助成金に係る工事完了届（様式第3号）に次の書類を添えて、令和7年2月28日又は商工会が指定する日までに、商工会へ提出しなければならない。

- (1) 改修工事等完了後の支払領収書等の写し
- (2) 工事箇所の施工中及び施工後の写真
- (3) その他、必要に応じて商工会が求める書類

(交付決定)

第10条 商工会は、前条の規定による工事完了届を受理した場合において、その内容を審査し適當と認めたときは速やかに助成金額を決定し、あきる野商工会住宅改修工事等助成金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に交付決定の通知を行うものとする。

(交付請求)

第11条 交付決定を受けた者は、速やかにあきる野商工会住宅改修工事等助成金交付請求書（様式第4号）に振込口座の確認できる通帳等の写しを添えて、請求しなければならない。

(交付)

第12条 商工会は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第13条 商工会は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請や請求をしたとき。
- (2) その他、商工会の求める手続き及び指示に従わないとき。

(助成金の返還)

第14条 商工会は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しにかかる部分に關し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会が定める。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。